

バス経費を一部助成します!



# 猪苗代町教育旅行支援事業

**\*福島県外学校対象\***

(一社)猪苗代観光協会では、**福島県外の学校(小中高校)**を対象として猪苗代町の宿泊施設に宿泊し、教育旅行(林間学校やスキー教室等の学校行事)を行う場合(※ただし申請にあたり各条件があります)

**バス1台(往復)につき最大で「5万円」**を上限にバス経費の助成支援を行います。猪苗代町で教育旅行を行う福島県外の学校様・旅行会社様は、この機会にぜひご活用ください。

## ■助成対象団体

①**福島県外の小学校・中学校・高等学校**であり猪苗代町で宿泊を伴う教育旅行を実施する学校  
※教育旅行→修学旅行・林間学校・スキー教室などの学校行事で行う旅行

- \*「国立磐梯青少年交流の家を宿泊利用する場合」は**助成対象外**となります。
- \*「学校部活動・クラブ活動による合宿団体」は**助成対象外**となります。
- \*「学校教員が児童・生徒を引率しない場合」は**助成対象外**となります。
- \*「各種大会への参加に伴う宿泊となる場合」は**助成対象外**となります。



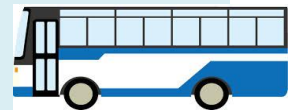
②**本事業を申請する学校団体を取扱う旅行会社(旅行業登録を受けた事業所)**

## ■助成金額

①**バス1台あたり往復料金の一部として最大5万円(上限額)**

ただし参加人数が10名未満の場合は半額の2万5千円(上限額)

- \*バス1台あたりの料金は「**往復料金の合計を基準**」とし、「往路1台・復路1台」で利用の場合でも「**往復で1台**」と算定します。
- \*本助成金以外にバス経費に対する「**他の助成事業を受ける場合**」は事前に申告が必要となります。



②**旅行会社に対して取扱手数料として、学校団体取扱1校あたり2万円**

- \*「**旅行会社が旅行を取扱わない場合**」「**旅行業を登録していないバス会社**」は上記手数料の対象となりせん。

## ■助成対象バス

**一般貸切旅客自動車運送業を登録する事業所のバス**

- \*「**市町村バス・引率者等による送迎バス・宿泊施設による送迎バス等**」は**助成対象外**となります。

## ■助成対象期間

**平成29年4月3日(月)から平成30年3月11日(日)までに実施し終了するもの**

**実施日を問わず申請書の受付は先着順**とし、期間内であっても予算が無くなり次第終了

- \*申請受付終了のご案内は当協会HP上にてご案内いたします。

## ■申請手続

申請書類等は「**当協会HPよりダウンロード**」して作成し、指定日までに郵送にてご提出ください

申請者は「**利用する団体の学校長**」となります(※書類には**学校長印が必要**となります)

【申請の流れ】 **交付申請→交付決定→(事業実施)→実績報告→助成金支払**

1. 交付申請書(様式第1号).....**事業実施日の10日前まで**に添付書類を同封し郵送で提出  
※書類に不足不備があった場合には再提出をお願いすることがあります
2. 交付決定通知書(様式第2号).....様式第1号受付・内容精査後、当協会より申請学校・旅行会社へ郵送する
3. 変更承認申請書(様式第3号).....事業の実施前に「**変更・中止事案**」が発生した場合のみ提出
4. 実績報告書(様式第4~6号).....**事業終了後14日以内**に添付書類を同封し郵送で提出  
※書類に不備があった場合には再提出をお願いすることがあります

- ★すべての手続が完了次第、助成金をご指定の口座へお振込いたします★
- ◆ただし個人名義口座へのお振込・現金での交付はできません◆



(本事業に関する問合せ・書類提出先)  
一般社団法人 猪苗代観光協会  
TEL:0242-62-2048 / FAX:0242-62-2939

〒969-3133  
福島県耶麻郡猪苗代町大字千代田字扇田 1-4  
営業時間/8:30~17:30 (年中無休)